

郷土資料の寄贈と 刊行情報の提供に 御協力をお願いします。

青森県立図書館では、青森県に関する資料や、県内の自治体刊行物などの資料を「郷土資料」として収集・保存し、活用することを重要な業務のひとつとしています。

寄贈および情報を御提供いただきたい郷土資料の例

1. 青森県が主題（メインとなるテーマ）の資料
→地域の歴史、地理、風習、伝統文化、人物、団体、政治、経済、教育など
※ 主題でなく内容の一部である場合は、郷土資料としないこともあります。
2. 県内の団体・企業、機関が刊行した資料、個人の文芸資料
→団体史、社史、報告書、文芸同人誌、個人歌集や写真集など
3. 県内の学校が刊行した資料
→記念誌、研究紀要など（学校文集、生徒会誌、学校新聞は除きます。）
4. 青森県および県内の市町村が刊行した行政資料
→要覧、業務概要、報告書、機関誌、広報、県民向け配布冊子など

寄贈・刊行情報提供の方法

- (1) 刊行物の寄贈…寄贈の意思を示す「寄附申込書」と共に当館へ御寄贈ください。
「寄附申込書」は県立図書館ホームページに掲載しているほか、図書館カウンターでも準備していますので、来館時に御記入いただくことも可能です。郵送・宅配等も申し受けますが、着払いはお受けできませんので御了承ください。
- (2) 刊行情報の提供…「郷土資料に関する情報提供」を、当館へ御提供ください（寄贈済の資料情報は不要です）。
- (3) 「青森県電子申請・届出システム」を御利用ください。
寄附申込書、刊行情報提供の様式をダウンロードできます。
刊行情報提供については、ファイル送信のほか、直接画面入力による提出も可能です。
https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6465

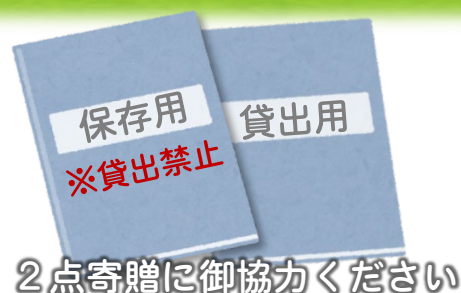


青森県電子申請・届出システム

御寄贈いただく資料の数について

無理のない範囲で、できれば2点の寄贈をお願いしています。

なお、1点寄贈があった郷土資料は、原則として保存用に、2点寄贈があった場合は保存用および貸出用としています。



刊行情報の提供例

- ・友人が俳句の同好会で同人誌を発行しているが、県立図書館には寄贈していないようだ。
- ・趣味の分野で自費出版したが、この本が郷土資料に当たるのか分からない。
- ・県内で出版業をしており、自社の刊行・出版情報を図書館に提供できる。



留意事項、その他

- (1) 既に寄贈していただいた資料は、別途お願いした場合を除き、改めて寄贈する必要はありません。
- (2) 寄贈資料の中には、資料だけがブックポストへ投函された等、寄贈と判断できずに、落とし物として処理されてしまう場合があります。御手数をおかけしますが、前述の「寄附申込書」など、寄贈の意思が分かる文書を添えて下さるようお願いいたします。
- (3) 郷土資料の収集は随時行っていますので、郷土資料を刊行の際は、いつでも御寄贈くださるようお願いいたします。